

産業廃棄物税に係る質疑応答について

10月7日から11月11日まで県内の7地方振興局で開催した「産業廃棄物税制度に関する説明会」につきましては、数多くの参加ありがとうございました。説明会で寄せられた質問等について回答を付して紹介させていただきます。

産業廃棄物税の課税対象について

Q 1 自治体の排出する産業廃棄物も課税対象となるのか？

A 1 産業廃棄物税は、産業廃棄物最終処分場に搬入される全ての産業廃棄物に課税されるものであり、例えば公共下水道汚泥などの自治体の排出する産業廃棄物も当然課税対象となります。(税務企画グループ、課税収税グループ)

Q 2 管理型最終処分場における浸出液処理設備からの汚泥の埋め戻しについても、課税対象となるのか。

A 2 浸出液処理設備からの汚泥を当該施設の最終処分場で埋立処分するときは、「最終処分場への産業廃棄物の搬入」には当たらないため、課税の対象とはなりません。但し、汚泥を他の最終処分場に搬入した場合は、搬入先の最終処分場で産業廃棄物税が発生することになります。(税務企画グループ、課税収税グループ)

税相当額について

Q 3 産業廃棄物の中間処理を委託した場合、排出事業者にとっては、どの程度の産業廃棄物税相当額が生じることになるのかわからない。中間処理業者から言われるままの金額を税相当額として支払わなければならないのか。

A 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)においては、排出事業者は産業廃棄物の最終処分終了に至るまで適正処理確保のための必要な措置を講ずることになっており、自らの排出した産業廃棄物がどのような処理を経てどの程度が最終処分されるかを把握することは排出事業者の責務を果たすための必要な作業の一つとなります。排出事業者は最終的な処分量を把握するために、委託の仕様書などにより中間処理業者から適切な情報提供を求め、最終処分される量を確認することが必要となります。(産業廃棄物対策グループ)

Q 4 中間処理後の産業廃棄物を最終処分場へ搬入する際に産業廃棄物税が発生するわけだが、中間処理業者としては、排出事業者に対し、その分をあらかじめ税相当額としてどの程度請求するのか難しい。結局、中間処理業者が負担を被ることになってしまうのではないか。

A 4 中間処理料金は、中間処理に要する人件費や光熱費等に加え、最終処分料金も含めたコスト計算のうえで設定されていると考えられます。最終処分料金が最終処分量に応じて設定されているのと同様に、産業廃棄物税も最終処分量に応じて課税されるものであることから、中間処理の受託時において、排出事業者に対する税相当額の説明が可能であると考えております。(産業廃棄物対策グループ)

Q 5 産業廃棄物を中間処理した場合、産業廃棄物の種類や処理方法毎にどの程度減量化されるのか県として基準を示すべきではないのか。

A 5 中間処理における減量化の程度については、中間処理業者によって産業廃棄物の種類、処理方法、処理能力、施設の規模などに違いがあり、一律ではないため、県として減量化の基準を示すことは考えておりません。

なお、福島県産業廃棄物協会において、目安として「中間処理後の残さ率」を作成しております。(産業廃棄物対策グループ)

特別徴収(義務者)について

Q 6 最終処分業者は特別徴収義務者に指定されることによって、最終処分料金と産業廃棄物税の請求において、法的に特別な措置を採ることができるのか。

A 6 納税義務者と特別徴収義務者との関係については、法は何ら特別の規定を設けていないので、この両者間の法律関係は、租税法的または公法的色彩のない民事関係ということになります。

特別徴収義務者が納税義務者に対して有する徴収すべき産業廃棄物税に係る債権は、私債権と観念され、その実現については、私法上の債権実現のために必要な手続きによることとなります。

但し、特別徴収義務者が地方公共団体に納入すべき納入金については、特別徴収義務者が現実に産業廃棄物税を徴収したか否かにかかわらず、その者が徴収すべき

税額について納入の義務を負うこととなります。(税務企画グループ、課税収税グループ)

Q 7 特別徴収義務者に対する事務費の交付は、県として予定しているのか。

A 7 すでに、産業廃棄物税を先行して実施している府県では、特別徴収に係る事務取扱交付金を制度化していると聞いており、本県においても制度化する方向で考えておりますが、交付対象や交付率等については、現在、検討しているところです。(税務企画グループ、課税収税グループ)

条例の始期について

Q 8 産業廃棄物税条例は平成 18 年 4 月 1 日施行とのことだが、3 月中に発生した産業廃棄物を 4 月以降最終処分場に搬入する場合は課税となるのか。

A 8 産業廃棄物税は平成 18 年 4 月 1 日以降に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税されますので、それより以前に発生した産業廃棄物であっても、最終処分場への搬入が条例施行日の 4 月 1 日以降であれば課税となります。(税務企画グループ、課税収税グループ)

消費税について

Q 9 産業廃棄物を中間処理業者に委託した際には、「税相当額を含んだ中間処理料金全体が消費税の課税対象になる。」との説明があったが、やはり税に税をかけることになって、おかしいのではないか。

A 9 最終処分業者が特別徴収する産業廃棄物税は、請求書等で税額を明らかにし、処分料金と区分して経理している場合、消費税の課税対象とならないのに対し、中間処理料金に含まれる産業廃棄物税相当額は、税そのものでなく、中間処理の料金の構成要素の一部とみなされます。したがって税相当額を含んで受け取る中間処理料金は、中間処理業者の売上高となるため、消費税の課税対象となることとなります。
消費税の取扱いについては、詳しくはお近くの税務署にお問い合わせください。
(税務企画グループ、課税収税グループ)

不法投棄について

Q 10 産業廃棄物税を導入することによって、税逃れをするために不法投棄や野焼きをする事業者が増えることが懸念されるのではないか。

A 10 産業廃棄物の不法投棄は、税逃れであるばかりか、環境へ重大な影響を及ぼす廃棄物処理法違反の犯罪行為であります。県では、これまでと同様に不法投棄が行われないよう監視を続けるとともに、産業廃棄物税収の一部を活用し、産業廃棄物不法投棄防止対策を一層強化していきます。また、行為者に対しては行政上、刑事上の責任を厳しく追及していきます。(産業廃棄物対策グループ)

その他

Q 11 産業廃棄物処理の委託契約書における産業廃棄物税の記載方法を県で示して欲しい。

A 11 産業廃棄物処理の委託契約書は、廃棄物処理法の規定に従い、必要な事項、内容が網羅されていることが必要になりますが、その書式については、(社)全国産業廃棄物連合会及び建設九団体副産物対策協議会が作成した様式等があります。ただし、産業廃棄物税額の契約書への記載方法については、その様式でも示されていないので、契約の当事者間で取り決め、作成していただくものと考えております。(産業廃棄物対策グループ)